

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

6

[令和 7 年]**2025**

No.374



大和國 登美山鼻高 靈山寺 バラ庭園

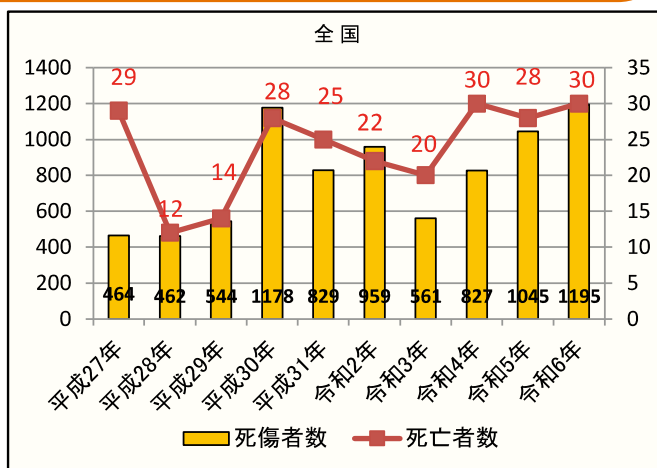
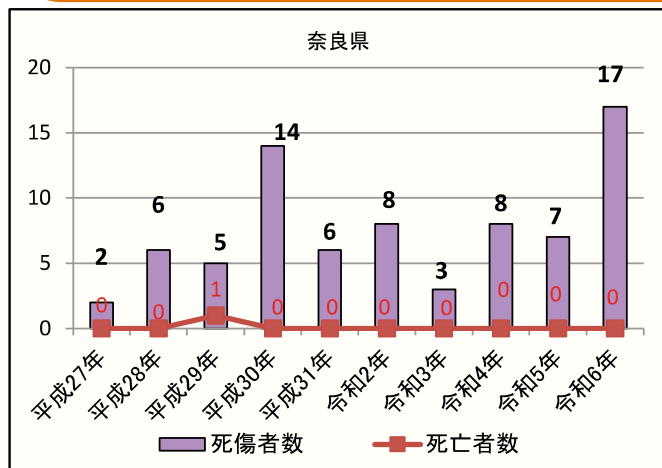
公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

熱中症を予防しよう！

熱中症による休業4日以上死傷者は、令和6年では、奈良県は17人でしたが、全国では、1,195人と多数の方が発症しています。その内、死亡に至った事案は、奈良県では該当ありませんでしたが、全国では、**30人**の尊い命が失われています。

奈良県は、盆地型気候特有の高温多湿の日が多く、特に熱中症予防対策が求められます。



熱中症予防対策

休憩場所の整備

- 冷房を備えたり、日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、おしぼりなど身体を適度に冷やせる物品や設備、飲料水などを備え付けましょう。



涼しい服装等

- クールジャケット、日よけ用布や帽子などを着用させましょう。

暑熱への順化

- 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。

労働者の健康状態の確認

- 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

管理者、労働者に対し熱中症教育を

- 厚生労働省ポータルサイト「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」に掲載の動画コンテンツ等をご利用ください。



暑さ指数の活用

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数(WBGT値)を測り、その値と作業強度に応じた対策をとりましょう。※測定器がなくても、環境省「熱中症予防情報サイト」で確認できます。(http://www.wbgt.env.go.jp)



作業時間の短縮

- 暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。



水分・塩分の摂取

- のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。

日常の健康管理等

- 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと摂ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。

緊急連絡網の作成

- 緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。

少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に搬送するか救急車を呼びましょう！



「ナボリスの案内は
38 ページに掲載しています。」

熱中症を予防しよう！	巻頭
理事会	2
総務委員会	4
物流改正法に関する説明会	6
貨物自動車運送事業安全性評価事業説明会	8
奈良労働局労働基準部長来訪	9
奈良交通自動車教習所 統括部長来訪	10
奈良マラソン実行委員会 事務局長来訪	11
奈良県トラック協会 奈良支部通常総会	12
山下知事より役員功労表彰の受賞	13
優良従業員表彰会長賞(金賞)受賞	13
適正化事業指導員資格者証交付	14

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ(熱中症による労働災害事例) …	15
■ 奈ト協から	事業報告書及び事業実績報告書の提出について ……	16
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ ……	18
■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2025年3月) ……	20
	飲酒運転撲滅を目指して ……	21
	第129回 トラック運送業界の景況感(速報) ……	22
■ 近畿総合通信局から	近畿総合通信局からのお知らせ ……	26
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ ……	28
■ 奈ト協から	KIT事業の案内 ……	29
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには ……	30
■ 奈ト協から	トラックの構造上の特性 ……	32
	事業用自動車事故事例No.118 ……	33
	適正化事業・巡回指導報告書 ……	34
	6月・7月の行事(予定)表 ……	35
	近代化基金融資推薦申込み公募要綱 ……	36
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ ……	38
	Gマーク案内チラシ ……	40
	「名義貸し」の絶無に向けて ……	巻末

第298回 理事会

日時：令和7年4月24日(木) 午後0時40分～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 19名 欠席 7名



総会は5月28日に奈良市で実施

冒頭、塚本哲夫会長は「資料の中にも入っているが4月1日から『貨物自動車運送事業法』が一部改正されている。5月14日に説明会を開催する。事務局をはじめ、我々会員も勉強しな

いといけない。今国会では、この法案の一部改正、免許の更新制や下請けに対する書面の徹底などの話が出てくると思う。協会では法令遵守の精神に則ってセミナーや説明会で周知徹底を

図っていききたい。今日の審議事項は5月の総会についての内容がメインとなっている。慎重審議をお願いしたい」とあいさつ。その後、議事に入りました。

議 事

審議事項は次の通りです。

- (1) 令和6年度事業報告(案)及び決算(案)について 監査報告 ⇒ 承認
- (2) 第52回定時総会の招集の決定(案)について 令和7年5月28日(水)午後1時～ホテル日航奈良にて開催。総会の目的事項は令和6年度事業報告及び決算承認に関する件、監査報告、役員の選任に関する件、会員の除名に関する件、報告は、令和7年度事業計画及び収支予算に関する

- 件 ⇒ 承認
- (3) 優良従業員表彰受賞者(案)について 運転者46名、一般従業員4名、合計50名 ⇒ 承認
- (4) 各種助成金交付要綱(案)及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社との協定書(案)について 各種助成金は昨年度同様全24項目において助成、交付要綱をまとめた冊子を5月中旬に全員へ送付することを説明。適性診断等の助成対

- 象認定機関にヤマト・スタッフ・サプライ株式会社を5月から追加することを説明。⇒ 承認
- (5) 会員の入会(案)について ⇒ 承認

新たに2社入会されました

■有奈良葛城乳販
大和高田市栄町1番34号

■株式会社サントラスポーツ
磯城郡田原本町千代378-1-305

(会員総数521社)



報告事項は次の通りです。

- (1) 業務執行の状況報告について事務局から報告。
定款第27条に基づき代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告した。
- (2) 奈良県警察本部との交通安全教育用DVD使用貸借契約締結について報告した。
- (3) 会費規定の一部変更について報告した。
- (4) 各委員会報告について
【総務】
令和7年度第1回総務委員

- 会について報告
【適正化実施対策】
令和6年度第3回適正化実施対策委員会について報告
【交通安全・労災防止対策】
令和7年度第1回交通安全・労災防止対策委員会について報告
【交付金運営】
令和7年度奈良県近代化基金融資推薦公募要綱について報告
- (5) 会費の滞納について報告

- (6) その他
大阪・関西万博の理事研修について質問があり、JTBに確認したところ、個人でのID登録などの手続きが必要な上、会場が混雑し、団体行動が難しいため、現在のところ協会では見合わせていると、事務局から回答した。



陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

- (1) 令和6年度事業報告、収支決算報告、監査報告について
⇒ 承認
- (2) 令和7年度収支予算（案）について ⇒ 承認

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝中・萩原 監事＝阪井・東口・壺井

専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・巽・吉岡（幹）・吉岡（正）・乾・中谷・辻本・西川（直）・西川（武）・櫻本・山崎・原口・岸元・山口

第 1 回 総 務 委 員 会

日時：令和7年4月21日(月) 午後0時40分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：委員9名（中担当副会長は委員に含む）、役員2名、事務局5名 以上16名

議 事

(1) 令和6年度事業報告（案）及び決算（案）について

・令和6年度事業について、公益目的事業である事故防止・交通安全対策、環境対策、災害時緊急輸送対策事業等について報告。令和6年3月から4月にかけて実施した会館外壁及び屋根修繕工事については、4月24日開催の理事会資料に追記すると説明した。

・令和6年度協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計に係る決算について報告した。

繰越金が確定したことにより、2月の理事会資料の令和7年度収支予算書の前期繰越収支差額を修正すると説明した。

4月18日に阪井監事、東口監事、壺井監事による監査を終了したことを報告。

・辰己委員より、子どもの事故防止足型ストップマーク普及は継続的な事業か質問があり、事務局より長年継続して奈良県交通安全母の会連合会を通じて配布している。理事会でも報告していると説明した。

・吉岡委員長より、不正軽油追放推進事業についてどのような活動か質問があり、事務局より、当協会は、奈良県不正軽油対策協議会の会員であり、奈良・針TSで10月1日から1カ月間啓発活動を行っている。不正軽油の取締りについては、奈良県が独自に抜き打ちで検査していることを説明した。

・西川武志委員より奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策補助金について、第3弾と第4弾では申請率について質問があり、事務局より申請された台数はほぼ変わらないと説明した。

(2) 優良従業員表彰受賞者（案）について

成績優秀で他の模範となる運転者及び一般従業員を会長名で表彰する優良従業員被表彰候補者に運転者46名、一般従業員4名の合計50名の推薦が会員事業者よりあったことを報告した。

(3) 会費規程の一部変更について

令和7年2月25日開催の第297回理事会で承認となった会費規程の一部変更について報告した。

(4) 会費の滞納及び令和6年度雑損処理等について

令和6年度雑損処理及び令和7年度雑損処理予定について報告した。

(5) その他

・森適正化事業部長より、冊子「改正貨物自動車運送事業法の解説」に基づき、物流改正法の背景と概要等について説明。令和7年5月14日に午前の部と午後の部の2回に分けて説明会を開催することを報告した。



・廣瀬委員より、今年度の役員改選と会長選出の流れについて質問があり、事務局より、4月24日の理事会終了後の役員選考委員会で理事候補者と監事候補者を定時総会に推薦する。5月28日の定時総会で理事及び監事が選任されたあと、同日の理事会で会長、副会長、専務理事、常務理事を選定することを説明した。

・櫻本委員より、運行管理者講習の開催場所について質問があり、事務局よりNASVAに奈良県南部での開催を要望したが、予算の関係上できなかったと回答があったこと、また6月からは自社のパソコン等でeラーニング講習（eナスバ）で受講することができるようになることを説明した。



令和7年度 物流改正法に関する説明会

日時：第1回 令和7年5月14日(水) 午前10時～
第2回 令和7年5月14日(水) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：28名 (23社)
参加者：37名 (28社)

今年の4月に施行された「物資の流通の効率化に関する法律」、いわゆる「物流効率化法

(新物効法)」と改正された「貨物自動車運送事業法」について改正の趣旨や事業者が取り組む

べき措置などについての説明会が催されました。主な内容は以下の通りです。



(1) 新物効法について

講師：近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課 課長補佐 竹森盛高氏 (第1回)
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課 主査 橋本 礼氏 (第2回)

社会インフラである物流の持続的成長を図るため、物流の効率化や商慣行の見直しなど、荷主や消費者の行動を変えるべく国として対策を講じる必要があり、新物効法の施行にこぎつけた。これにより荷主・物流事業者に対する規制的措施として努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定した。取り組むべき措置としては①荷待ち時間の短縮、②荷役等時間の短縮、③積載効率の向上等の3点。

令和10年度までに、5割の運行で1運行当たりの荷待ち・荷

役等時間を現行の平均3時間から2時間以内に削減(1人当たり年間125時間の短縮)、5割の車両で積載効率50%を実現(全体の車両で積載効率44%に増加)などの目標を立てている。

すべての荷主(発荷主・着荷主)、連鎖化事業者(フランチャイズチェーンの本部)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対して、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、取組の例を示した判断基準・解説書を策定。具体的には地域における配送の共同化やトラッ

ク予約受付システムの導入、パレットの利用や検品の効率化などである。国土交通省では物流事業者に定期的なアンケート調査を行い、取組状況を把握するとともに点数化して公表する。

尚、来年4月に施行が予定されている特定事業者のうち特定荷主・特定連鎖化事業者の指定基準は年間の取扱貨物の重量が9万トン以上とされており、事業者自らが届出ることになるので2025年度の数字を把握しておく必要がある。



▲質疑応答担当の池垣佳氏（左側）と藤田勇輝氏



▲説明する橋本礼氏と東晃一郎氏（中央）、第1回で説明した竹森盛高氏

(2) 改正貨物自動車運送事業法について

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 東 晃一郎氏

4月に施行された「改正貨物自動車運送事業法」では、物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図ることを目的として、トラック事業者の取引に対して規制措置を講じている。具体的には運送契約締結時に提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む）等について記載した書面の交付を義務付け。利用運送を行う時に委託先への発注適正化について努力義務を課すとともに、一定の規模以上の事業者に対して

は、健全化措置に関する運送利用管理規定の作成と運送利用管理者の選任を義務付け。元請事業者に対しては、真荷主から、1.5トン以上の貨物の運送依頼があった時点で、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。また各事業者に対して、実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知を義務付けしている。

健全化措置として委託先の一般貨物自動車運送事業者が再委託を行う場合に関し、委託先に対して再々委託の制限等を条件

に付すことなどがある。前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者には運送利用管理規定の作成や運送利用管理者の選任と国土交通大臣への届出が義務付けられている。

業務記録における荷待ち時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両は現行の8トン以上または最大積載量5トン以上の車両から、全ての車両に拡大されている。また、特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等に係る手続において届出制から認可制に変更となった。

実運送体制管理簿の作成主体について

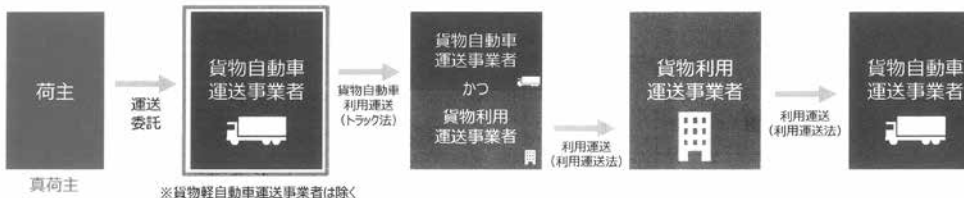
<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



2025年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業説明会

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加：25社30名

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加：25社30名

動画配信を活用した説明会

安心安全が大事なトラック運送事業において、外部の審査を経て評価を受ける「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）」（※）。今年の申請受付期間（7月1日～14日）を

前に、全ト協が作成した動画を
活用した説明会が催されました。申請案内と「資料作成の手
引き」（全ト協H.P.に掲載）を
活用して手続き上の注意点など
について解説。終了後は質疑応

答の時間もあり、その場での回答が難しい質問には後日、「ホームページのお知らせ欄で回答（令和7年5月20日掲載）を掲載する」としました。



2023年度以降の申請時の大きな変更について

大きな変更点は6点。①申請方式が「申請書システム」から「Web申請システム」へ変更。②評価項目Ⅰ「安全性に対する法令の遵守状況」の配点を一部変更。運転日報の作成・保存が3点から1点に、健康診断の実施及び記録・保存が1点から3点になど。③評価項目Ⅱ「事故や違反の状況」についてWeb申請システムで事故報告が提出できるようになった。④評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の自認項目について、前回までの11項目が4グループ18項目からの選択制となる。4つのグループ全体で基準点12点以上の得点が必要。⑤新型コロナウイルス感染拡大防止に係る

特例措置は終了。⑥手書きの申請書（複写式）は終了。

6回目更新、5回目までの更新B方式、E方式はWeb申請システムにより、オンライン申請ができ、窓口への書類提出は不要。新規申請、5回目までの更新A・C方式は、Web申請システムで申請を行ったうえで、評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の挙証資料を従来通り、窓口に持参または郵送により提出する。

尚、申請資格は申請基準日（2025年7月1日）現在、運輸開始後3年経過していること、配置している事業用自動車が5両以上などの要件を満たしていること。

Web申請システムについて

6月2日から稼働するWeb申請。全ト協のホームページからWeb申請に進み、作成したら一時保存で置いておくといよ。申請は7月1日（火）0時～7月14日（月）24時迄で、その期間に申請ボタンを押す。

2025 年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 申 請 案 内



安全確認
貨物自動車運送事業
安全性評価事業関係者



安全確認
貨物自動車運送事業
安全性評価事業関係者

下記の認定区分を、今年度の事業計画に照らし当選希望です。

今年度事業計画	認定区分事業年度	認定区分回数
初年度	2025 年度（初年度）	230**（1）
2年度以降	2025 年度（2年度以降）	230**（1）
3年度以降	2025 年度（3年度以降）	230**（1）
4年度以降	2025 年度（4年度以降）	230**（1）
5年度以降	2025 年度（5年度以降）	230**（1）

※（認定回数）欄の「1」は事業計画に照らし当選回数です。

全国貨物自動車運送認証事業関係機関

JTA 日本トラック協会

会費負担金 0 円

〒100-8304 東京都港区新橋 3-1-1 日本橋三井ビルディング
TEL 03-3584-1100 / FAX 03-3584-1104

(※) 2025年3月末現在、全事業所の34.0%が安全性優良事業所に認定されている。

奈良労働局労働基準部長来訪

日：令和7年5月8日(木)

場所：奈良県トラック会館

厚生労働省奈良労働局 米村祐規労働基準部長が来訪され、「2024年問題」で一年経過したことや価格転嫁、トラックドライバーの人手不足等について話をされました。

協会からは、働き方改革の周知や労働災害防止のための指導等を頂いていることを報告、説明したところ、米村労働基準部長から、「引き続き連携して参りましょう」と、言葉を頂きました。



▲米村労働基準部長（右）、藤本貞之奈良労働局監督課長

奈良交通自動車教習所 統括部長来訪

令和7年5月8日（木）、奈良交通自動車教習所 今村浩三 統括部長が来訪されました。



▲写真右が今村統括部長

奈良マラソン実行委員会 事務局長来訪

令和7年5月26日（月）、奈良マラソン実行委員会 鷹田やゆり 事務局長が来訪されました。

第16回となる「奈良マラソン2025」が、12月14日（日）、ロートフィールド奈良（奈良市鴻ノ池陸上競技場）において開催されることについて、「関係機関には大会当日、ご不便やご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願いします。」と話がありました。



▲鷹田事務局長（右）

奈良県トラック協会 奈良支部通常総会

日時：令和7年5月24日(土) 午後5時

場所：奈良パークホテル

奈良県トラック協会奈良支部（塚本哲夫支部長）は、令和7年5月24日（土）、奈良パークホテルに於いて、令和7年度通常総会を開催しました。塚本支部長は、「物流産業を魅力ある職場とするため、国の方で様々な施策が講じられているが、持続可能な物流の実現には、トラック輸送の持続的成長が不可欠である。」と挨拶しました。

その後、令和6年度事業報告及び決算報告、令和7年度事業計画及び収支予算について審議され、全て承認されました。令和7年度は定例支部会、交通安全講演会、交通安全啓発活動等を行うこととなりました。



▲総会会場



▲役員会



「山下知事より役員功労表彰の受賞」

日時：令和7年5月13日(火)

場所：大和郡山商工会館

当協会の松村常務理事が奈良県トラック協会の役員（10年以上）としての功績が認められ知事賞を受賞しました。



「優良従業員表彰会長賞(金賞)受賞」

日時：令和7年5月13日(火)

場所：大和郡山商工会館

大和郡山商工会 中野雅史会長より奈良・針トラックステーション管理担当の北川忠興（勤続10年以上）が優良従業員表彰会長賞を受賞しました。



適正化事業指導員資格者証交付

当協会の野口海斗 適正化事業課職員に対し、全日本トラック協会 坂本克己会長から、適正化事業指導員資格者証が交付されました。



奈良労働局からのお知らせ

令和6年発生の中熱による労働災害事例 (奈良労働局管内事業場 労働者死傷病報告)

	日時	業種・職種	災害発生概要（参考：奈良市の最高気温、平均湿度）
1	6月13日 15:30	その他の小売業 販売員	店舗倉庫にて品出し作業中、倉庫で気分が悪くなり、めまいや吐き気を感じ、後日受診。 (31.6℃、66%)
2	7月2日 13:30	その他の小売業 ドライバー	屋外で大型トラックを洗車していたところ、頭痛、嘔吐、下痢等の症状のため、早退。翌日受診。 (27.6℃、91%)
3	7月3日 17:30	公園・遊園地 営業員	仕事を終え着替えを済ませた後、休憩所の椅子に腰かけていたところ、よろけて椅子から床に落ち、うつ伏せに倒れたもの。手足のしびれ等から自身で起き上がれず救急搬送。 (34.3℃、76%)
4	7月6日 15:30	警備業 警備員	草刈りの現場に警備員として従事中に、中熱と思われる症状で倒れ救急搬送。 (35.7℃、63%)
5	7月8日 16:00	その他の小売業 作業員	倉庫で勤務中に意識がなくなり倒れ救急搬送。頭痛、手足のしびれ等から中熱と診断。 (35.2℃、61%)
6	7月11日 10:00	産業廃棄物 処理業 作業員	屋外で材料の運搬作業中に倒れたもの。 (27.4℃、87%)
7	7月18日 13:00	一般貨物自動車 運送業 ドライバー	配達途中に体調不良の自覚症状はあったが、そのまま仕事を継続し会社に戻ったが、体調が悪化し、足が痙攣し歩行困難となり受診。 (36.2℃、66%)
8	7月19日 14:00	その他の廃棄物 処理業 作業員	草刈り作業終了後、体調が悪かったので、エアコンの効いた車内で休んでいたところ、突然嘔吐したので、救急搬送。 (36.3℃、63%)
9	7月23日 11:30	各種商品小売業 販売員	荷受け場で検品や仕分け作業等を行っていたところ、立ってられなくなり椅子に座って休憩していたところ、嘔吐し意識がなくなり受診。 (36.3℃、65%)
10	8月27日 15:00	その他の廃棄物 処理業 作業員	清掃工場内で座って休憩中に、立ち上がろうとした際に立ち眩みで意識を失い救急搬送。 (36.3℃、72%)

- 災害発生場所は、奈良県内の各所及び県外作業箇所等で発生しています。奈良市の最高気温や湿度は、参考指標です。
- いずれも、休業（4日以上）災害です。

事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における事業活動状況を報告する「事業報告書」と1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」の提出が必要です。

提出先は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局です。（奈良県に主たる事務所がある場合は奈良運輸支局が提出先）

様式は近畿運輸局や奈良県トラック協会のホームページからダウンロードすることができます。

各報告書の提出期限及び提出部数

報告書種類	提出期限	提出部数
事業報告書	毎事業年度の経過後 100 日以内	3 部
事業実績報告書	毎年 7 月 10 日まで (前年 4 月 1 日～3 月 31 日の実績を記載)	

一般貨物自動車運送事業 事業報告書について

事業報告書は次の(1)から(5)の書類で構成されます。

- (1) 事業概況報告書（第 1 号様式）
- (2) 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第 2 号様式）
- (3) 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第 3 号様式）
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書

※(4)(5)は様式に定めがありませんので、決算書の「貸借対照表」と「損益計算書」を用いることができます。

貨物自動車運送事業実績報告書（第 4 号様式）について

事業実績報告書では前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの輸送の実績を報告します。

「輸送実績」の項目は営業所が位置する地方の欄へ記入してください。また、営業所が複数の地方に位置する場合は所在地ごとに合計しそれぞれ該当する欄へ記入し、各項目の合計値を全国計の欄へ記入してください。

※次項に事業実績報告書の記入方法を掲載しています。

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号

区分

一般	特定
特種	利用
霊柩	

該当する事業を選択します。

貨物自動車運送事業実績報告書

住所
事業者名
代表者名
(役職及び氏名)
電話番号

全営業所の保有台数

全営業所の従業員数

全営業所の運転者数

事業概況（前年3月31日現在）

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

前年4月1日から3月31日まで

・冷凍、冷蔵輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・原木、製材輸送	・引越輸送
・その他	

「その他」を選択する場合は輸送する品目を記載します。

輸送の内容、品目を項目から選択します。

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 (口車)	延実動車両数 (口車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿	①	②	③	④	⑤-I	⑤-II	⑥
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

それぞれの営業所が位置する地方の欄へ記入

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数	0	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	0
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

輸送実績

- ① 延実在車両数…車両数×365日
- ② 延実動車両数…車両数×車両の稼働日数
- ③ 走行キロ…前年4月1日から本年3月31日までの1年間の自社全車両の総走行キロ数
- ④ 実車キロ…貨物を積載して走行した年間の走行キロ数
- ⑤ 輸送トン数
 - I 実運送…自社車両にて輸送した取扱トン数（霊柩は体数を記入）
 - II 利用運送…協力会社等（傭車）による取扱トン数
- ⑥ 営業収入…実運送と利用運送による売上高

事故件数

- ・交通事故件数…車両等の交通による人の死傷または損壊があった事故の数を記載
- ・重大事故件数…死者または重傷者を生じた事故等の数を記載

近畿交通共済からのお知らせ

QRコードで安全運行!

～点呼の際、運転手さんへ周知をお願いします～



※上記QRコードを読み込むと、サンプル動画を視聴できます。
ステッカー及び動画の複製は、お断りいたします。

**運転する前に、ドライバーが動画を
視聴することで安全意識が高まり、
事故防止につながります。**



CM出演：俳優 石井 杏奈

QRコードを使った動画視聴の流れ

運転席付近に
QRコードの
ステッカーを貼付

ドライバーが
QRコードを
スマホで読み込む

安全運転や
運行管理に関する
動画を視聴

毎日違う動画を配信!
120本収録しています!

動画の一例 (約1分30秒)

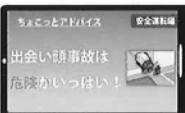
今日のちょっとした話



落ち込んでいるドライバーを励ましたり、
勇気づけたり、仕事に前向きに取り組む
一言が流れます。



ちょこっとアドバイス



安全運転、運行管理、労務管理、
健康管理面で事故防止を呼び掛ける
内容が流れます。



最後に



「今日も安全運転で
お願いします」と
呼びかけます。

動画内容の一例

■安全運転編

- ・出会い頭事故に注意
- ・車間距離の詰め過ぎに注意
- ・左折時は自転車の巻き込みに注意しよう

■運行管理編

- ・運行途中に固縛の点検をして荷崩れ事故を防ごう
- ・駐車する時は必ず輪止めを励行しよう
- ・乗り込む前に、車の周りを一周しよう

■健康管理編

- ・寝不足は運転の大敵です。十分な睡眠を
- ・運転前に眠気を催す薬を服用しない
- ・翌日まで酒が残る飲み方をやめよう

■労災・労務管理編

- ・降車時、運転席からの飛び降りをやめよう
- ・フォークのリフトを上げたまま走行しない
- ・荷台からの飛び降りは厳禁



近 畿 交 通 共 済 協 同 組 合

全国 支えつづける。走りつづける。
トラック交通共済

※QRコードは特デンソーウェブの登録商標です。

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

近畿共済安全通信



梅雨に交通事故が多発する4つの要因

梅雨の交通事故と聞くと「雨による視界の悪化が原因」だと考える人が多いと思います。

もちろん、視界の悪化は大きな要因の一つですが、それだけでなく「ドライバーの心理状況」や「周辺環境の変化」によるものが影響して事故を引き起こすケースもあります。

①雨による視界不良

交通事故が多発する時間帯は、季節関係なく薄暗い明け方と夕方というのは広く知られています。

梅雨時は空も曇天で薄暗い状態が続きますので視認悪化による事故が起きやすい状態にあります。

しかも雨が降るとさらに視界は悪化し、梅雨は長雨が約1ヶ月半も続くため、事故が起きる必要条件が揃っている状態と言えます。



③ドライバーの心理的な問題

梅雨時の運転は平常時と違い「視界の悪化」、「路面の悪化」、「雨音」という3つの問題により集中が必要になります。そのためドライバーには心理的に大きな緊張とストレスが加わります。

普段よりも余裕を持った運転を心掛けましょう。

②雨音による車内と車外の音の遮断

地面や車体に叩きつけられる雨音により、外の音が遮断され、耳から入る情報がおろそかになります。

前方や後方から来る車やバイクのエンジン音が聞こえないために「出会い頭の事故」が起きやすくなり、また子どもの遊び声が雨音でかき消されることにより「衝突事故」が発生しやすくなります。

梅雨時の運転時には「車内の音楽を消す」、「少しでも窓を開ける」など、外の音をキャッチしやすくなるような工夫が求められます。

④雨（水たまり）による路面の悪化

雨が降り続けると道路には水たまりができますが、この水たまりが大きくなるとタイヤが滑りやすくなる「ハイドロプレーニング現象」により、事故が起きやすくなります。この現象が起きる原因は「スピードの出しすぎ」、「タイヤの溝の摩耗」、「タイヤの空気圧不足」の3つが主な原因です。また、雨のスリップ事故はカーブを曲がる時にもよく起こります。急カーブが多い道路ではスピードを落として走行することが必要です。



軽油価格調査集計表(2025年 3 月)

令和 7 年 4 月 25 日現在
(公社) 全日本トラック協会

2025 年 3 月 単純集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	134.57	123.41	130.73

2025 年 3 月 元売別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	133.83	122.55	133.02
出光昭和シェル	137.04	123.86	127.50
キグナス			
コスモ	142.23	123.13	117.50
その他	130.60	123.90	133.01

2025 年 3 月 月間購入量別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	137.07	123.57	132.09
30～50キロリットル未満		123.06	124.84
50～100キロリットル未満	128.60	123.96	
100キロリットル以上	132.00	121.88	

2025 年 3 月 支払期限別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		122.99	129.80
30～60日未満	134.29	123.06	130.86
60日以上	140.19	126.52	

軽油価格推移表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年11月	127.70	114.54	125.71
2024年12月	129.28	115.61	124.75
2025年 1 月	132.01	120.25	127.23
2025年 2 月	133.38	121.07	128.77
2025年 3 月	134.57	123.41	130.73

※消費税抜きの価格となります。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・点呼執行場所の照明等の環境改善

<参考>

- ◎アルコール検知器備え義務違反
- 検知器の備えなし（「備えなし」とは、アルコール検知器が1器も備えつけられていない場合をいう）
 - ・初違反 60 日車
 - ・再違反 120 日車

業務開始前の点呼※

<参考>

- ◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
- 常時有効保持義務違反とは
 - ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
 - ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
- ・初違反 20 日車
- ・再違反 40 日車

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- ・対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない

業務終了後の点呼※

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※業務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する
- 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置くか、又は事業用自動車に設置する
- アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける

※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する

- 毎日確認する事項
 - ・アルコール検知器の電源が確実に入ること
 - ・アルコール検知器に損傷がないこと
- 少なくとも1週間に1回は確認する事項
 - ・確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
 - ・アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること
- アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う

第129回 トラック運送業界の景況感（速報）

第129回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和7年1月～3月期

2025年3月の日銀短観調査によると、大企業の業況判断D Iは製造業が12（前回比▲2）、非製造業が35（同+2）で、全体として堅調である。

しかし、トラック運送業界においては、輸送数量は増加傾向にあるものの、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇分を十分に転嫁できず、営業利益・経常利益が悪化傾向にあることから、景況感は前回▲18.2から▲18.7へ0.5ポイント悪化した。

なお、来期の見通しは、米国関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲18.7から▲26.2へ7.5ポイント悪化する見込みである。

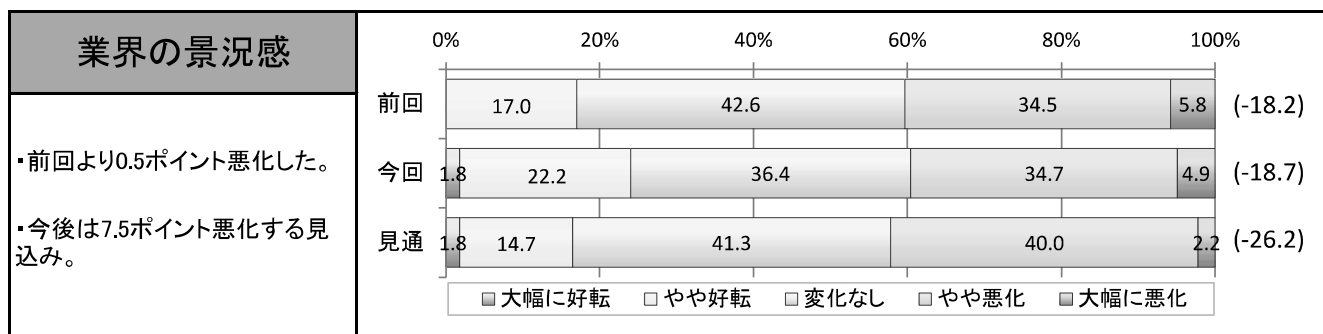
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

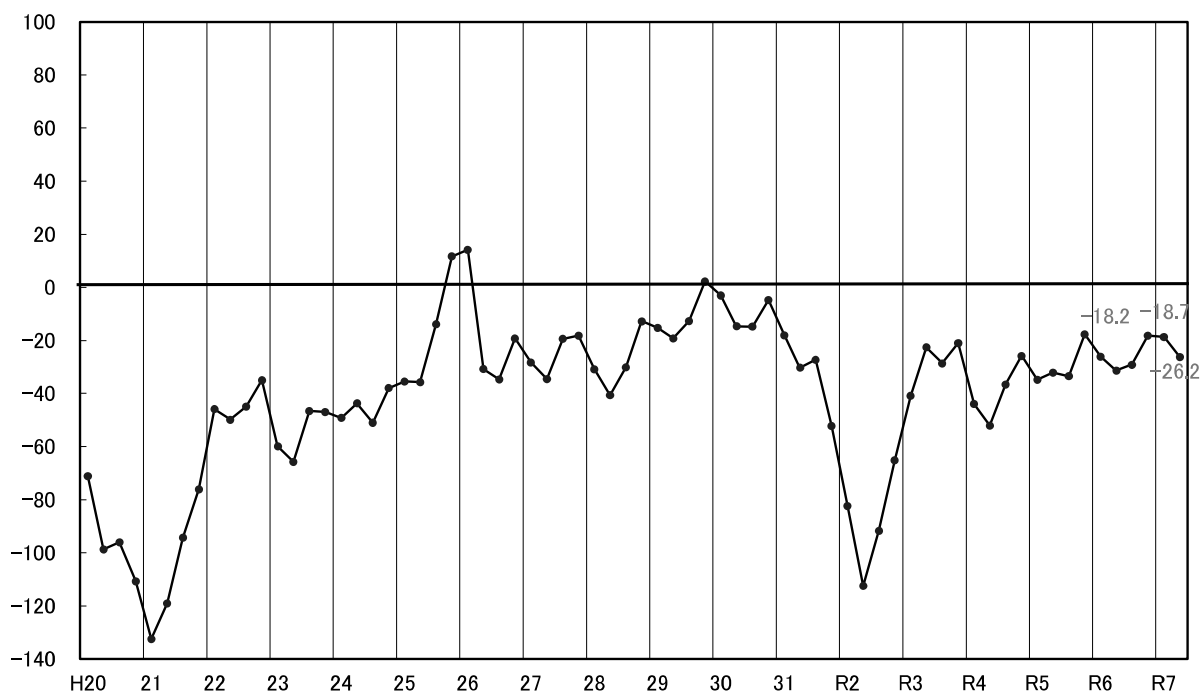
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感: 今回(令和7年1月～3月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・輸送量は増加傾向にあるものの、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇分を十分転嫁できず、営業利益・経常利益が悪化傾向にあることから、景況感は前回▲18.2から▲18.7へ0.5ポイント悪化した。
今後の見通し	・来期の見通しは、米国関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲18.7から▲26.2へ7.5ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感(業況判断DI)の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R6.10月～12月期)の状況、中段は今回(R7.1月～3月期)の状況、下段は今後(R7.4月～6月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

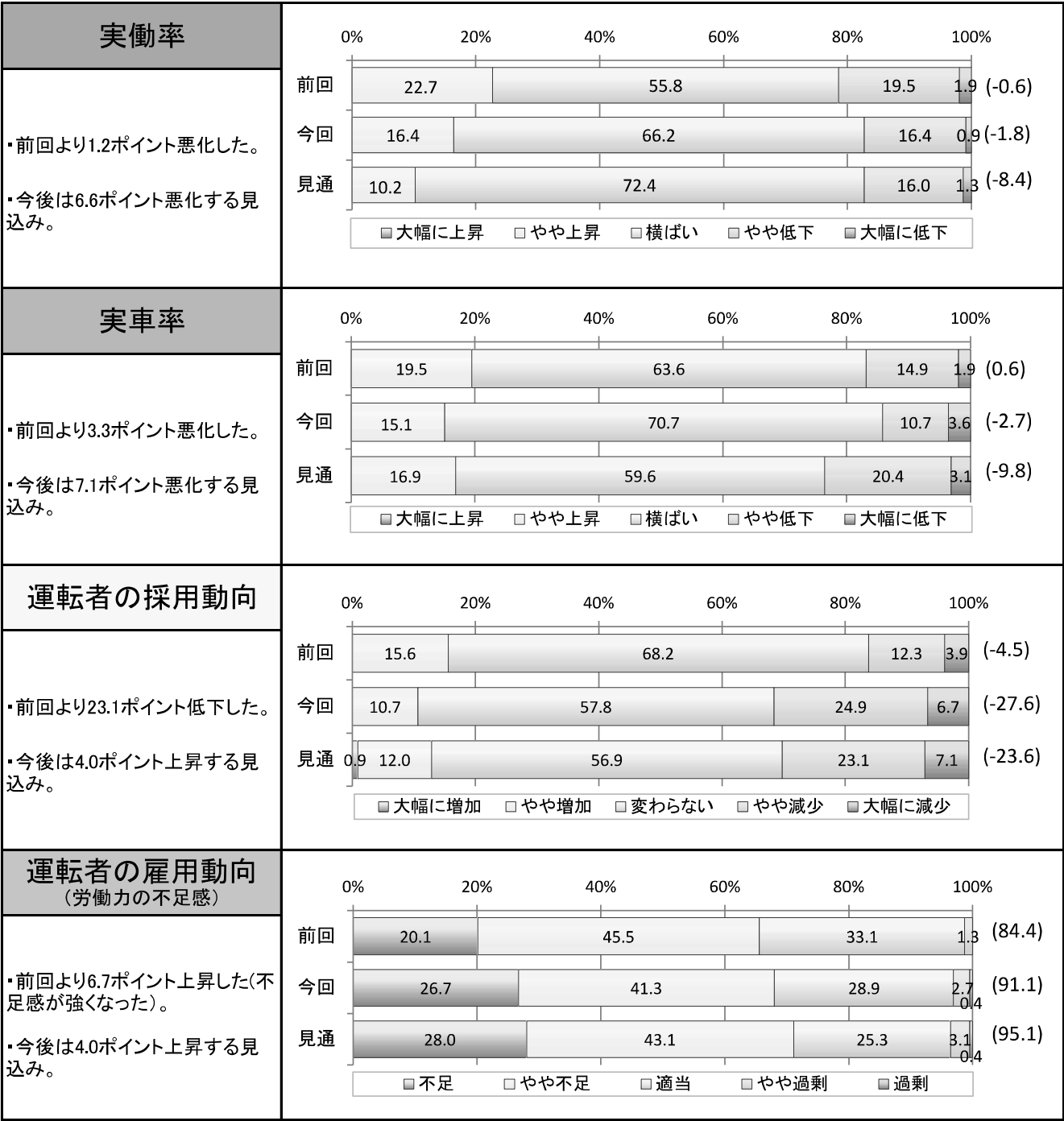
(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5 (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①: 今回(令和7年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 実働率は▲1.8(前回▲0.6)と1.2ポイント悪化、実車率は▲2.7(前回0.6)と3.3ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。 ・ 運転者の採用動向は▲27.6(前回▲4.5)と23.1ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は91.1(前回84.4)と6.7ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と高くなった。
今後の見通し	・ 実働率は▲8.4(今回▲1.8)と6.6ポイント悪化、実車率は▲9.8(今回▲2.7)と7.1ポイント悪化する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲23.6(今回▲27.6)と4.0ポイント上昇し、運転者の雇用動向は95.1(今回91.1)と4.0ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R6.10月～12月期)の状況、中段は今回(R7.1月～3月期)の状況、下段は今後(R7.4月～6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和7年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 所定外労働時間は▲37.3(前回▲35.1)と2.2ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.2(前回▲1.9)と12.3ポイント減少した。 - 経常損益は、運送原価アップに対して十分に価格転嫁できていない状況を反映し、▲20.4(前回▲2.6)と17.8ポイント悪化した。
今後の見通し	- 所定外労働時間は▲28.4(今回▲37.3)と8.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲16.0(今回▲14.2)と1.8ポイント減少の見込みである。 - 経常損益は▲47.1(今回▲20.4)と26.7ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間	0% 20% 40% 60% 80% 100%
前回	10.4 48.7 36.4 4.5 (-35.1)
今回	0.4 9.8 47.6 36.4 5.8 (-37.3)
見通	3.1 7.1 52.9 32.0 4.9 (-28.4)
・前回より2.2ポイント減少した。 ・今後は8.9ポイント増加する見込み。	■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	0% 20% 40% 60% 80% 100%
前回	0.6 18.2 63.0 14.9 3.2 (-1.9)
今回	0.9 11.6 65.8 16.0 5.8 (-14.2)
見通	3.6 8.0 66.2 13.3 8.9 (-16.0)
・前回より12.3ポイント減少した。 ・今後は1.8ポイント減少する見込み。	■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少
経常損益	0% 20% 40% 60% 80% 100%
前回	0.6 28.6 40.9 27.3 2.6 (-2.6)
今回	0.9 24.4 34.2 34.2 6.2 (-20.4)
見通	0.4 13.8 34.2 41.3 10.2 (-47.1)
・前回より17.8ポイント悪化した。 ・今後は26.7ポイント悪化する見込み。	■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第129回調査は、令和7年4月1日に、モニターに対して調査開始、令和7年4月30日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
51	412	432

近畿総合通信局からのお知らせ

ぎてき 技適マークってなんだろう？

「技適マークってなんだろう？」

「技適マークは、無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

「無線機器が電波法の適合していることを証明するマークです。」

電波に関する困りごと、ご相談は下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (011) 737-0099 受信障害 (テレビ・ラジオ) (011) 737-0033 電波利用料 (011) 709-6000 その他行政相談 (011) 709-3550
東北総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (022) 221-0641 受信障害 (テレビ・ラジオ) (022) 221-0698 電波利用料 (022) 221-0616 その他行政相談 (022) 221-0610
関東総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (03) 6238-1939 (短波通信・妨害) (046) 888-2182 受信障害 (テレビ・ラジオ) (03) 6238-1945 電波利用料 (03) 6238-1932 その他行政相談 (03) 6238-1940
信越総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (026) 234-9976 受信障害 (テレビ・ラジオ) (026) 234-9991 電波利用料 (026) 234-9998 その他行政相談 (026) 234-9961
北陸総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (076) 233-4447 受信障害 (テレビ・ラジオ) (076) 233-4491 電波利用料 (076) 233-4414 その他行政相談 (076) 233-4405
東海総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (052) 971-9107 受信障害 (テレビ・ラジオ) (052) 971-9648 電波利用料 (052) 971-9142 その他行政相談 (052) 971-9104
近畿総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (06) 6942-8535 受信障害 (テレビ・ラジオ) (06) 6942-8567 電波利用料 (06) 6942-8544 その他行政相談 (06) 6942-8502
中国総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (082) 222-3332 受信障害 (テレビ・ラジオ) (082) 222-3383 電波利用料 (082) 222-3308 その他行政相談 (082) 222-3314
四国総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (089) 936-5051 受信障害 (テレビ・ラジオ) (089) 936-5030 電波利用料 (089) 936-5006 その他行政相談 (089) 936-5020
九州総合通信局	不法無線局、通信・妨害 (096) 312-8253 受信障害 (テレビ・ラジオ) (096) 326-7873 電波利用料 (096) 326-7843 その他行政相談 (096) 326-7819
沖縄総合通信事務所	不法無線局、通信・妨害 (098) 865-2308 受信障害 (テレビ・ラジオ) (098) 865-2307 電波利用料 (098) 865-2303 その他行政相談 (098) 865-2390

詳しくは、総務省 電波利用ポータルへ
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

あなたは知ってる？ 電波のルール



電波の3つのルール

- 01 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- 02 外国規格の無線機器にはご注意ください。
- 03 電波の利用には、原則、免許が必要です。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いたしましょう！



詳しくは、総務省 電波利用ポータルへ

電波利用 検索

総務省
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

2025.4

電波を利用するときは、必ずルールを守りましょう！

01. 無線機器を使用の際は「技術マーク」㊦の確認を

国内で使用する無線機器のほとんどに付いているのが、「技術マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。
マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、
十分ご注意ください。 ※詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。

技術マークってどこに付いているの？



無線LAN 薄型モニタ型の機器：裏面 ワイヤレスイヤホン：本体や外箱など スマートフォン等では、設定等から
バッテリーを取り外した部分 パッケージ裏面または内蔵 液晶画面に表示される場合もあります

多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているか、ディスプレイに表示
されているよ！無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

※技術マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続きが必要な無線機器も存在します。
必要となる手続きをご確認の上、無線機器を購入してください。

02. 外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは
日本の電波法令の基準に合致していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほか
の無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技術マークを確認して購入してください。

※防犯カメラ等が持つWi-Fi端末等は入国の日から90日以内に限り一定条件を満たせば利用可能です。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

03. 電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。
免許状は無線設備の設置（常置）場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。
また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。

A 注意

アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。
無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

電波の不正利用は、 電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰が
どのくらいの強さで使えるのかが決まっています。
電波の不正利用で混信が発生したら命の危険につながる
ことも。「バレなきや平気」は通用しません。もし電波
法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

CASE1

不正無線局※を
開設、または運用
した場合

1年以下の拘禁刑
または100万円以下の罰金
・令和7年5月31日までは「1年以下の懲役または
100万円以下の罰金」

CASE2

不正電波で
重要な無線通信を
妨害した場合

5年以下の拘禁刑
または250万円以下の罰金
・令和7年5月31日までは「5年以下の懲役または
250万円以下の罰金」

※「不正無線局」とは、「不正アマチュア無線」など、ほとんどが車載、携帯機で移動中に
使用されています。

不正電波を取り締まる
DEURAS
デューラスシステム



不正な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム
「DEURAS(デューラス)」を整備・運用しています。全国に設置された
センサ局や不正無線局探検車で、不正電波の発射源を探し出します。

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和7年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、
6月2日（月）から7月10日（木） までとなりますので、
期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

※令和7年4月1日付で、雇用保険率が改定されていますので、令和7年度概算保険料算定時にご注意下さい。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室
TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

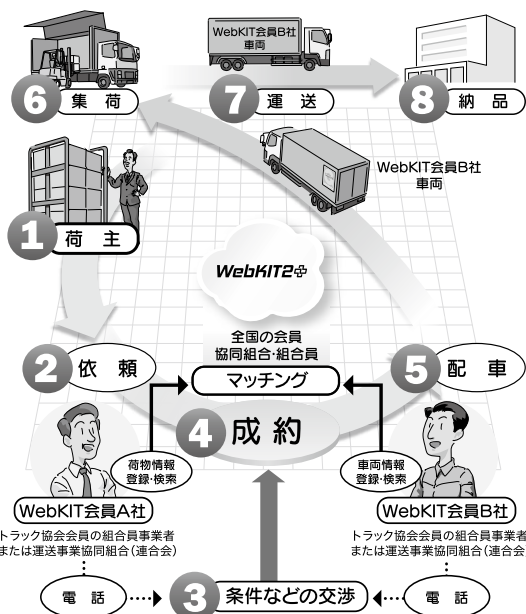
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリー軽油価格	日本液炭(株)
132円(令和7年4月)	79円/L(令和7年5月)
ENEOSウイング軽油価格	三井物産プラスチック(株)
130円(令和7年4月)	76円/L(令和7年5月)

※消費税別
※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080

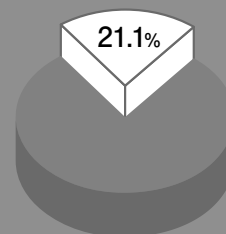


ホームページQRコード

重大な労働災害を防ぐためには

1

トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例

1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）

被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例

2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）

被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

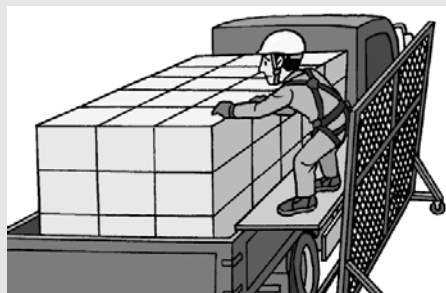
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ たいかつせい耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



トラックの構造上の特性

第2章 トラックの特性に合わせた運転

2 スピードをコントロールする

◆状況に応じた安全速度で走行

スピードコントロールの基本は、道路交通法に定められた最高速度を守ることです。

ただし、最高速度を守っていれば安全かといえばそうではありません。雨や雪、強風などの気象状況や、渋滞や工事などの道路状況に応じた安全速度で走行するとともに、十分な車間距離を保持することが必要です。

◆カーブでの注意点

カーブでのスピードの出し過ぎは、対向車線へのはみ出しや路外逸脱、横転の原因となりますから、カーブの手前で十分に減速しておきましょう。

◆下り坂・上り坂での注意点

下り坂では加速がついてスピードが出やすくなりますが、長い下り坂でフットブレーキを多用すると、フェード現象、ベーパーロック現象、ブレーキエア圧の減少などにより、ブレーキが効かなくなる可能性がありますから、エンジンブレーキや排気ブレーキなど補助ブレーキを使用しましょう。

上り坂ではスピードが低下しがちですから、スピードメーターをこまめにチェックしてスピードをコントロールするとともに、高速道路などで登坂車線のあるところでは、登坂車線を走行しましょう。また、後続車が接近しているときは、道を譲ることも大切なことです。

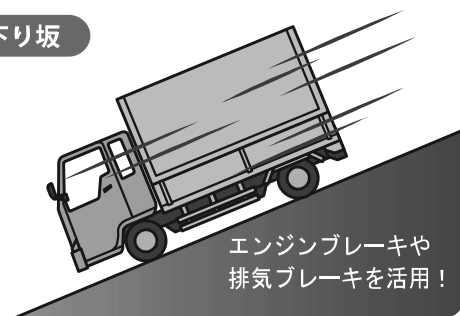
時速60キロ以下の場合の目安



時速60キロを超える場合の目安



下り坂



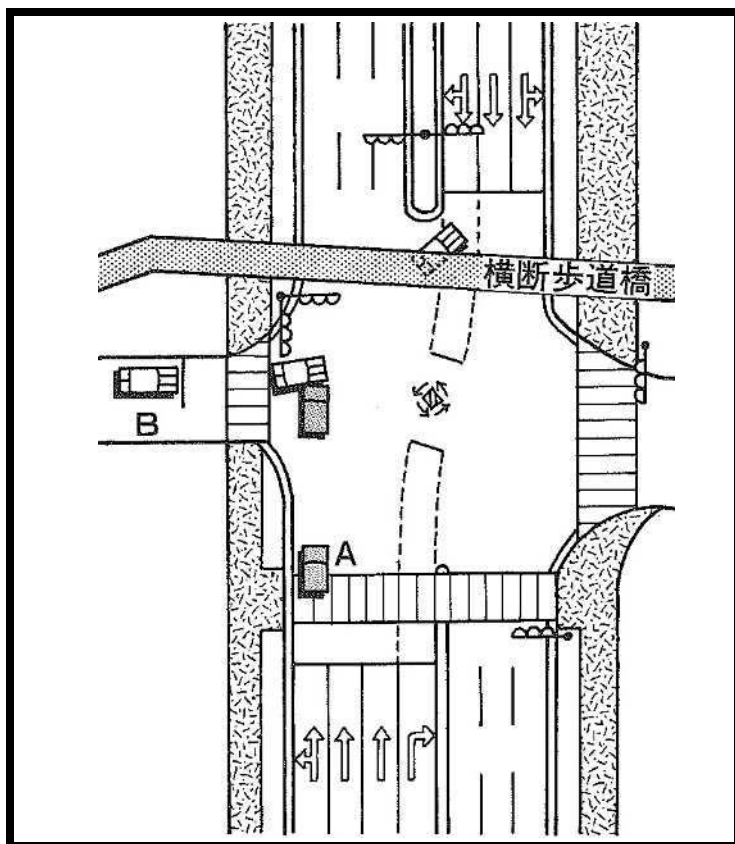
上り坂



事業用自動車事故事例 No.118

(一般貨物) 赤信号を見落とした普通貨物と普通自動車の事故

■ 事故の概況



事故類型：出会い頭

当事者A：普通貨物車 40歳代
男性

当事者B：普通乗用車 20歳代
女性

■ 事故の概要

Aは50m先を走行する車に続いて時速約40kmで走行中、考え事をしていたのと、地理不案内により、前方の交差点に設置された案内標識に気を奪われ、交差点の信号が赤色に変わったのに気が付かずそのまま直進し、左方から発進してきたB車と出会い頭に衝突しました。

一方Bは、赤信号で停止し、青信号になったのを確認してから発進したところ、右方から走行してきたA車に気づき危険を認知しましたが、回避操作を行えないまま衝突しました。

■ 事故から学ぶ

Aはこの土地の地理に不案内であり、考え事をしていた、交差点の先の案内標識に気を奪われていたので、運転に集中していなかったといえます。更に先行車が交差点を通過したため、青信号であると過信していました。ハンドルを握ったら運転に集中し、交差点の有無、あるいは周囲の歩行者やほかの車の動静をしっかりと確認しましょう。

Bも青信号に変わり発進する際、左右の確認を怠っています。信号の変わり目には、予想できない車の動きがあることもあります。信号が変わったからといってすぐに発進するのではなく、ひと呼吸おいてから発進するなどして、防衛運転につとめましょう。

適正化事業・巡回指導報告書(令和7年4月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和7年4月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計	
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数		
22件	22件	4月	22件	8月	件	12月	件	22件	
		5月	件	9月	件	1月	件		
		6月	件	10月	件	2月	件		
		7月	件	11月	件	3月	件		
令和7年4月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					22	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					22	0	0.0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					22	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					22	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					22	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					20	1	5.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					22	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					22	1	4.5%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					5	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					2	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					22	1	4.5%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					22	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					20	9	45.0%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					22	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					22	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					22	2	9.1%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					22	1	4.5%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					22	7	31.8%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆					22	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					22	2	9.1%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					22	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆					21	0	0.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					4	3	75.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					22	3	13.6%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					12	6	50.0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					12	5	41.7%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					22	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					22	1	4.5%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					22	5	22.7%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					22	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					22	4	18.2%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					4	0	0.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					21	3	14.3%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					22	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					22	7	31.8%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					19	3	15.8%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					19	3	15.8%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					22	4	18.2%
指導件数合計							731	71	11.5%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	6件	7件	8件	1件	件	件	22件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	6件	7件	8件	1件	件	件	22件

トラック協会・陸災防奈良県支部

6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
14	土	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
15	日	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
16	月	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
21	土	8:30～	玉掛け技能講習会【実技】	奈良県トラック会館
26	木	10:00～	災害物流専門家研修	奈良県トラック会館
27	金	9:30～	災害物流専門家研修	奈良県トラック会館

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	火		令和7年度Gマーク申請受付(～14日)	
6	日	10:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館



令和7年度 近代化基金融資推薦申込み公募要綱

令和7年度

奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱

融資公募枠 総 枠 3億円

公募期間 令和7年6月10日（火）～令和7年9月30日（火）

	融 資 対 象 事 業
近代化基金 (一般) 融資	1 トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化のための事務機器等（コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金 ②設備の「補修・改修」に要する資金 2 福利厚生施設の整備に要する資金（男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む） 3 荷役機械（テールゲートリフターの設置を含む）・車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
環境対応車 及び省エネ 関連機器導 入に係る融 資	全ト協及び奈ト協の導入促進助成事業の対象となる環境対応車（CNG車、ハイブリッド車及び電気自動車）及び省エネ関連機器（EMS及びドライブレコーダー等）の導入に伴う資金
ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資	国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に伴う資金

公益社団法人 奈良県トラック協会

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会長 塚本 哲夫
(公印省略)

令和7年度近代化基金融資推薦申込みの公募について

車両等購入や物流施設の整備等が融資推薦の対象となります。

1. 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱(奈ト協)

融資限度	1会員3千万円	
公募期間	令和7年6月10日(火)から令和7年9月30日(火)まで	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
利子補給率	一般融資	0.6%
	環境対応車・省エネ関連機器導入	0.6%
	ポスト新長期等規制適合車導入	0.6%

2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱(全ト協) (注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

融資限度	1会員2千万円	
公募期間	令和7年7月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで (但し、公募枠の40億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金	
	自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金	
利子補給率	0.6%	

3. 中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)

融資限度	事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和6年度以降の投資額の30%以内で未払い金額の範囲内。但し、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	
公募期間	令和7年6月10日(火)から令和7年11月28日(金)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金	
	人材確保及び生産性向上のための設備資金(車両購入及び改造は除く)	
利子補給率	0.6%	

(本件担当 山村)

奈良県警察本部からのお知らせ

あなたの「安全」に役立つ
大切な家族へ「安心」を届ける

奈良県警察
安全・安心アプリ

ナポリス



スマホで手軽に防犯を♪ ぜひインストールしてください！

パトロール

パトロール機能をオンにするとポイントがたまって
階級がアップ?!個人やチームのランキングも表示
されます。



活動量に応じて
階級が上がる!



マップ

犯罪・不審者・交通事故等の発生場所や内容を
地図で確認でき、マイエリアに設定した地域の
情報はプッシュ通知で届きます。



近くに泥棒が
入ったみたい。
戸締まりに
気をつけよう!



今ココ

事前にメンバー登録すれば現在地情報を送ることが
できます。アプリを起動した最終日時も分かるので安
否確認にも◎



防犯ブザー

マナーモードでも音が鳴る防犯ブザーの機能を搭載。
事前に設定しておけば、ブザーを鳴らしたときに自動
で家族へ位置情報を通知できます。



他にも「ちかん対策」や「特殊詐欺対策」
などいろんな機能があるよ!



ナポリス



インストールはこちらから!

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう

無料



奈良県警察本部 0742-23-0110 (ナポリスに関するお問い合わせはこちら)
消費者ホットライン (局番なし) 188(イヤヤ)

奈良県警察本部から

1 県内の交通事故発生状況



今年に入り、すでに交通事故による死者が9人と昨年同期の3倍となっています。安全運転をお願いします。

5月15日現在

区 分	令和7年	前年同期	増減数	備 考
総件数	14,526 件	14,067 件	459 件	1日あたり約 83 件
人身事故件数	952 件	876 件	76 件	1日あたり約 5 件
死者数	9 人	3 人	6 人	約17日に 1 人
負傷者数	1,146 人	1,043 人	103 人	1日あたり約 6 人
物件事故件数	13,574 件	13,191 件	383 件	1日あたり約 78 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

5月15日現在

区 分	令和7年	前年同期	増減数
総件数	768 件	720 件	48 件
人身事故件数	37 件	42 件	-5 件
死者数	1 人	3 人	-2 人
負傷者数	43 人	50 人	-7 人
物件事故件数	731 件	678 件	53 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

時速40^{キロ}の場合2秒で約22mも走行します。



脇見運転やながらスマホは危険です。

3 雨天時の交通事故防止

○雨の降り始め

路面のほこりや砂が雨水により浮いて滑りやすくなり、晴天時より制動距離が長くなります。車間距離を十分に確保して速度を落として運転しましょう。

○飛び出す歩行者

傘でしかいが遮られたり、周りが暗く、車が近づいていることに気付かないことがあります。ヘッドライトを点灯するとともに、十分注意して走行しましょう。



○冠水路での水没

豪雨時はアンダーパスなどが冠水して、車が水没する危険があります。水没しやすい箇所の把握を行い、豪雨時は迂回路等を活用しましょう。



近年夏場における局地的なゲリラ豪雨が多発していますので、運転に注意してください。

— 2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業 —

安全の証し「Gマーク」

長期
安全認定

安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

安全認定

有効期限 2029年末
安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間

2025年7月1日(火)～7月14日(月)

①申請案内

令和7年4月25日公開

全日本トラック協会ホームページ
Gマーク特設ページより

②Web申請システム

令和7年6月2日稼働

全日本トラック協会ホームページ

Gマーク
特設ページは
こちら



申請案内など詳しくは
「Gマーク」で
検索して下さい。

Gマーク

検索

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には
「Gマーク」ステッカーを
剥がしていただく等、
Gマーク認定事業所が
正しく認知されるよう
にしてください。



「適切ではない使用例」
有効期限が過ぎたステッカー
は剥がしてください。

更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の
皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2023年度(新規)	239****
2回目更新	2022年度(初更)	229**** (1)
3回目更新	2021年度(2更)	219**** (2)
4回目更新	2021年度(3更)	219**** (3)
5回目更新	2021年度(4更)	219**** (4)

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい
内容については、ホームページをご覧ください。
<https://jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

「名義貸し」の絶無に向けて

令和7年5月2日（金）、奈良県警察本部交通部長名の「名義貸し」の絶無に向けての依頼文書が、当協会長宛に届けられました。

交 指 第 2 6 8 号

令 和 7 年 4 月 3 0 日

公 益 社 団 法 人

奈良県トラック協会会長 殿

奈 良 県 警 察 本 部
交 通 部 長



「名義貸し」の絶無に向けて（依頼）

向暑の候、貴協会におかれましては、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から、交通安全に関する諸対策をはじめ、警察業務の各般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県警察では、道路交通の安全や輸送の安全を確保するため、これまで名義貸しや無許可経営などの貨物自動車運送事業法違反の取締りに取り組んできたところでありますが、昨年来より、奈良県下の一般貨物自動車運送事業者による名義貸しや名義を借り受けたドライバーによる無許可経営などの貨物自動車運送事業法違反を立て続けに摘発しており、未だこの種事案の根絶には至っていない現状にあります。

ご承知のとおり、名義貸しや貨物自動車運送事業の無許可経営は、適切な運行管理が行われず、過労運転等の重大事故を引き起こす温床となるものであり、この種事案の絶無を図り、適切な運行管理が行われることが、道路交通の安全と輸送の安全確保につながるものと考えております。

そのため、貴協会におかれましても、名義貸しの絶無及び法令の遵守について、あらゆる機会を通じ周知徹底を図っていただき、今後の同種事案の絶無に向けた取組にご協力くださいますようお願い申し上げます。

トラック奈良 2025 年 6 月 第 374 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

「点呼」は安全運行の要

安全最優先の徹底 飲酒運転の根絶

近畿運輸局 奈良運輸支局
奈良県トラック協会